

平成20年3月10日
関東東北産業保安監督部

国際化工株式会社千葉工場における爆発事故に係る 措置について

平成20年3月7日、国際化工(株)千葉工場において、有効期限切れの船舶用火工品（発煙浮信号）の廃棄作業中、火薬の発火・爆発事故が発生した件について、その原因を究明し事故の再発防止策を講じる必要があることから、翌3月8日、関東東北産業保安監督部は同社に対し、火薬類取締法第45条の規定に基づき、有効期限切れの船舶用火工品（発煙浮信号、自己発煙信号、小型自己発煙信号）及び廃材（火薬類の付着した薬紙や布類その他の廃材）の廃棄作業の一時禁止命令を発すると共に、同法第42条の規定に基づき、報告するよう指示しましたので、概要について下記の通りお知らせします。

1. 事故の発生状況

- (1) 発生日時：平成20年3月7日（金） 9時5分頃
- (2) 発生場所：千葉県市原市奈良字菅の沢298-1
- (3) 製造事業者：国際化工株式会社 千葉工場
- (4) 火薬の名称：調査中
- (5) 被害状況：①人的被害：作業員1名 死亡
②物的被害：作業小屋壁面破損

2. 事故概要

9時5分頃爆発音がし、廃棄作業の担当者であるり災者が陸揚品処理場で倒れているのが発見された。

当日り災者は、有効期限切れで回収された船舶用火工品の発煙浮信号から取り外した発煙薬を、陸揚品処理場の焼却炉で燃焼させて廃棄する作業を、8時30分から1名で行っていて、何らかの原因により爆発が起こり、巻き込まれたものと思われる。

3. 事故原因

調査中

4. 当部のとった措置

平成20年3月7日（金）13時30分に担当官2名を現地に派遣した。

平成20年3月8日（土）、有効期限切れの船舶用火工品（発煙浮信号、自己発煙信号、小型自己発煙信号）及び廃材（火薬類の付着した薬紙や布類その他の廃材）の廃棄作業の一時禁止命令（火薬類取締法第45条第2号の緊急措置命令）を発動するとともに、同作業の安全確認のため調査を行い、結果を報告（同法第42条の報告の徴収）するよう指示した。

5. 今後の措置方針

事業者からの報告を受け、火薬類取締法関係の法令違反の有無や再発防止策について検討していく所存。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：阪西卓、正木洋

電話：048-600-0294（ダイヤルイン）